

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成27年2月16日
【会社名】	株式会社サンマルクホールディングス
【英訳名】	Saint Marc Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片山 直之
【本店の所在の場所】	岡山市北区平田173番地104
【電話番号】	086-246-0309(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 綱嶋 耕二
【最寄りの連絡場所】	岡山市北区平田173番地104
【電話番号】	086-246-0309(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 綱嶋 耕二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年2月16日開催の取締役会において、平成27年4月1日をもって、神戸元町ドリア事業及び倉式珈琲店事業を会社分割によって新設する株式会社サンマルクグリル及び株式会社倉式珈琲にそれぞれ承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 新設分割の目的

当社グループは、多業態による外食チェーンを展開しておりますが、平成18年より持株会社体制に移行し、外食事業に共通するインフラ的機能（管理機能、店舗開発機能、業態開発機能、商品開発機能、教育機能等）については、持株会社である当社に集約することによって、効率的な事業管理を行う一方、各事業子会社に事業の執行権を委譲することで責任権限を明確にし、グループ経営の管理体制の強化を図ってまいりました。今般、当社の手がける業態開発において実験中であったドリア専門店の「神戸元町ドリア」事業及びフルサービス喫茶店の「倉式珈琲店」事業の2事業について、顧客ニーズの把握、立地特性及び店舗運営等の各種検証を経て、グループ内の本格展開業態と位置づけることとし、業態別の事業をそれぞれ分社化（100%子会社化）することを決定いたしました（平成27年2月16日現在：神戸元町ドリア29店舗、倉式珈琲店16店舗体制）。このため、当社は、平成27年4月1日（予定）にて、神戸元町ドリア事業及び倉式珈琲店事業をそれぞれ新設会社に承継させる新設分割を行うものであります。これにより、当社の国内における100%事業子会社は合計8社となる予定であります。

(2) 新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他新設分割計画の内容

新設分割の日程

新設分割計画承認取締役会	平成27年2月16日
分割期日（効力発生日）	平成27年4月1日（予定）

（注）本件分割は、簡易分割であり、会社法第805条の規定により、株主総会の承認を得ることなく行います。

新設分割の方式

当社を分割会社とし、株式会社サンマルクグリル及び株式会社倉式珈琲を承継会社とする新設分割（簡易新設分割）です。

新設分割に係る割当ての内容

新設会社が本件分割に際し、それぞれ普通株式2,000株を発行し、全ての株式を当社に割当て交付いたします。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

会社分割により減少する資本金等

本件分割により減少する資本金等はありません。

新設会社が承継する権利義務

新設分割計画に別段の定めがあるものを除き、新設会社は当社より神戸元町ドリア事業及び倉式珈琲店事業に属する資産、負債及びこれらに付随する権利義務並びに契約上の地位を承継します。

債務履行の見込み

当社及び新設会社は、その資産・負債及び純資産の額等を勘案して、それぞれが負担すべき債務につき履行の見込みに問題はないものと判断しております。なお、債務の承継については、重疊的債務引受の方法によるものとします。

その他の新設分割計画の内容

当社が、平成27年2月16日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後述の「新設分割計画」とおりです。

(3) 新設分割計画に係る割当ての内容の算定根拠

新設会社が本件分割に際し、それぞれ普通株式2,000株を発行し、全ての株式を当社に割当て交付するため、算定しておりません。

(4) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社サンマルクグリル	株式会社倉式珈琲
本店の所在地	岡山県岡山市北区 平田173番地104	岡山県岡山市北区 平田173番地104
代表者の氏名	代表取締役社長 川谷 大地	代表取締役社長 中村 正昭
資本金	100百万円	100百万円
純資産	969百万円	897百万円
総資産	1,070百万円	971百万円
事業の内容	神戸元町ドリア事業	倉式珈琲店事業

新設分割の効力発生日である平成27年4月1日において、分割する資産、負債及び権利承継義務が最終的に決定される予定であり、上記金額は平成26年12月31日現在の貸借対照表に基づいて算出した見込額を記載しております。

新設分割計画

株式会社サンマルクホールディングス（以下「当社」という。）は、当社が神戸元町ドリア事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を分割により設立する会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）につき、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

当社は、本計画の定めるところにより、当社の本件事業に関して有する第5条に定める権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う。

第2条（本計画の承認）

本計画は、会社法第805条の規定により、同法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ないで行うものとする。

第3条（新設会社の定款で定める事項等）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社サンマルクグリル 定款」のとおりとする。なお、新設会社の本店の所在の場所は岡山県岡山市北区平田173番地104とする。

第4条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------|
| （1）設立時取締役 | 川谷 大地 |
| | 尾崎 人士 |
| | 山本 浩司 |
| | 木村 真一 |
| | 久田 浩司 |
| | 丸山 伸司 |
| （2）設立時監査役 | 網嶋 耕二 |

第5条（新設会社が承継する権利義務に関する事項）

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務に関する事項は、別紙2「承継権利義務明細表」のとおりとする。なお、本件分割にあたり承継される債務は、当社が重畳的債務引き受けを行い連帯債務を負うものとする。

第6条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本件分割に際して普通株式2,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に対して割当て交付する。

第7条（新設会社の資本金及び準備金の額等に関する事項）

新設会社の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| （1）設立時資本金額 | 100百万円 |
| （2）設立時資本準備金額 | 800百万円 |
| （3）設立時資本剰余金額 | 株主資本等変動額（会社計算規則第49条第1項に定めるものをいう。）から第1号及び第2号に掲げる額の合計額を減じて得た額 |
| （4）設立時利益準備金額 | 0円 |
| （5）設立時利益剰余金額 | 0円 |

第8条（分割期日）

当社は、平成27年4月1日を会社法第924条第1項第1号へに定める日（以下「分割期日」という。）として、新設会社を設立する。ただし、手続きの進行上必要がある場合は、当社の取締役会決議により分割期日を変更することができる。

第9条（競業禁止義務の免除）

当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

第10条（分割条件の変更及び本件分割の中止）

本計画作成の日から分割期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、当社は、本計画の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第11条（本計画の効力）

本計画は、分割期日までに法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第12条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成27年 2月16日

岡山県岡山市北区平田173番地104
株式会社サンマルクホールディングス
代表取締役社長 片山 直之

別紙 1

株式会社サンマルクグリル 定款**第1章 総則**

(商号)

第1条 当社は、株式会社サンマルクグリルと称し、英文では、Saint Marc Grill Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 飲食店及び食料品販売店の経営
- (2) フランチャイズチェーンシステムによる飲食店及び食料品販売店の経営
- (3) 飲食店及び食料品販売店のフランチャイズチェーンシステムの研究開発業務
- (4) 飲食店及び食料品販売店のフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業務
- (5) 食料品の製造及び販売
- (6) 絵画、その他美術工芸品の販売
- (7) コンピューターシステムの企画、開発、導入及び保守、点検
- (8) コンピューターシステム及び経営に関するコンサルタント業
- (9) コンピューターソフトウェアの企画、開発、導入に関するコンサルタント業
- (10) コンピューターソフトウェアの技術情報提供、販売及び保守、点検
- (11) コンピューターソフトウェアの運用、使用の指導
- (12) コンピューター及び事務用機器の販売及び保守、点検
- (13) 教育用図書の制作及び販売
- (14) 不動産の賃貸、仲介及び管理
- (15) 動産の賃貸及び管理
- (16) 通信販売業
- (17) 労働者派遣業
- (18) 人材育成のための教育事業並びに研修業務
- (19) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(株式の取扱い)

第7条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第8条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第9条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第10条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第13条 当会社の取締役は8名以内とする。

(選任方法)

第14条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第15条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第16条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第17条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第18条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第19条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第20条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(相談役及び顧問)

第21条 当社は、取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。

第5章 監査役

(員数)

第22条 当会社の監査役は2名以内とする。

(選任方法)

第23条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第6章 計算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第26条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第27条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第28条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時代表取締役)

第2条 当社の設立時代表取締役は、川谷 大地とする。

第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

別紙 2

承継権利義務明細表

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成26年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

本計画作成後分割期日に至るまでの間において新設会社に新たに生じた本件事業に関連する権利義務については、当社が必要と認めたものを除き新設会社が承継するものとする。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、原材料、貯蔵品、前払費用、繰延税金資産、その他一切の流動資産。

(2) 固定資産

有形固定資産

本件事業に属する建物、構築物、その他一切の有形固定資産。

投資その他の資産

本件事業に属する長期前払費用、繰延税金資産、敷金・保証金、その他一切の投資その他の資産。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する未払金、賞与引当金、その他一切の流動負債。

(2) 固定負債

本件事業に属する退職給付に係る負債、その他一切の固定負債。

3. 承継する契約関係

リース契約、賃貸借契約、保険契約その他本件事業に係る契約。

4. 承継する雇用契約

新設会社は、当社から、分割期日において、本件事業に従事する従業員との間の雇用契約を全て承継するものとし、以後、新設会社の従業員として雇用する。但し、本件事業に従事する従業員のうち、分割期日までに個別に当社と合意した従業員との雇用契約を除く。

5. 知的財産権

本件事業に係る商品または役務について使用する商標権（登録出願中のものを含む）、著作権その他の知的財産権。

6. 承継するその他の権利義務等

法令上承継可能な本件事業に属する届出、登録、または許認可、免許等。

以 上

新設分割計画

株式会社サンマルクホールディングス（以下「当社」という。）は、当社が倉式珈琲店事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を分割により設立する会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）につき、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

当社は、本計画の定めるところにより、当社の本件事業に関して有する第5条に定める権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う。

第2条（本計画の承認）

本計画は、会社法第805条の規定により、同法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ないで行うものとする。

第3条（新設会社の定款で定める事項等）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社倉式珈琲 定款」のとおりとする。なお、新設会社の本店の所在の場所は岡山県岡山市北区平田173番地104とする。

第4条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------|
| （1）設立時取締役 | 中村 正昭 |
| | 尾崎 人士 |
| | 山本 浩司 |
| | 木村 真一 |
| | 久田 浩司 |
| | 兼田 修 |
| （2）設立時監査役 | 網嶋 耕二 |

第5条（新設会社が承継する権利義務に関する事項）

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務に関する事項は、別紙2「承継権利義務明細表」のとおりとする。なお、本件分割にあたり承継される債務は、当社が重畳的債務引き受けを行い連帯債務を負うものとする。

第6条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本件分割に際して普通株式2,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に対して割当て交付する。

第7条（新設会社の資本金及び準備金の額等に関する事項）

新設会社の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| （1）設立時資本金額 | 100百万円 |
| （2）設立時資本準備金額 | 700百万円 |
| （3）設立時資本剰余金額 | 株主資本等変動額（会社計算規則第49条第1項に定めるものをいう。）から第1号及び第2号に掲げる額の合計額を減じて得た額 |
| （4）設立時利益準備金額 | 0円 |
| （5）設立時利益剰余金額 | 0円 |

第8条（分割期日）

当社は、平成27年4月1日を会社法第924条第1項第1号へに定める日（以下「分割期日」という。）として、新設会社を設立する。ただし、手続きの進行上必要がある場合は、当社の取締役会決議により分割期日を変更することができる。

第9条（競業禁止義務の免除）

当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

第10条（分割条件の変更及び本件分割の中止）

本計画作成の日から分割期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、当社は、本計画の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第11条（本計画の効力）

本計画は、分割期日までに法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第12条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成27年 2月16日

岡山県岡山市北区平田173番地104
株式会社サンマルクホールディングス
代表取締役社長 片山 直之

別紙 1

株式会社倉式珈琲 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社倉式珈琲と称し、英文では、Kurashiki Coffee Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 飲食店及び食料品販売店の経営
- (2) フランチャイズチェーンシステムによる飲食店及び食料品販売店の経営
- (3) 飲食店及び食料品販売店のフランチャイズチェーンシステムの研究開発業務
- (4) 飲食店及び食料品販売店のフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業務
- (5) 食料品の製造及び販売
- (6) 絵画、その他美術工芸品の販売
- (7) コンピューターシステムの企画、開発、導入及び保守、点検
- (8) コンピューターシステム及び経営に関するコンサルタント業
- (9) コンピューターソフトウェアの企画、開発、導入に関するコンサルタント業
- (10) コンピューターソフトウェアの技術情報提供、販売及び保守、点検
- (11) コンピューターソフトウェアの運用、使用の指導
- (12) コンピューター及び事務用機器の販売及び保守、点検
- (13) 教育用図書の制作及び販売
- (14) 不動産の賃貸、仲介及び管理
- (15) 動産の賃貸及び管理
- (16) 通信販売業
- (17) 労働者派遣業
- (18) 人材育成のための教育事業並びに研修業務
- (19) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(株式の取扱い)

第7条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第8条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第9条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第10条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第13条 当会社の取締役は8名以内とする。

(選任方法)

第14条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第15条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第16条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第17条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第18条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第19条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第20条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(相談役及び顧問)

第21条 当社は、取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。

第5章 監査役

(員数)

第22条 当会社の監査役は2名以内とする。

(選任方法)

第23条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第6章 計算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第26条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第27条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第28条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時代表取締役)

第2条 当会社の設立時代表取締役は、中村 正昭とする。

第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

別紙 2

承継権利義務明細表

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成26年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

本計画作成後分割期日に至るまでの間において新設会社に新たに生じた本件事業に関連する権利義務については、当社が必要と認めたものを除き新設会社が承継するものとする。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、原材料、貯蔵品、繰延税金資産、その他一切の流動資産。

(2) 固定資産

有形固定資産

本件事業に属する建物、構築物、その他一切の有形固定資産。

投資その他の資産

本件事業に属する長期前払費用、繰延税金資産、敷金・保証金、その他一切の投資その他の資産。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する未払金、賞与引当金、その他一切の流動負債。

(2) 固定負債

本件事業に属する退職給付に係る負債、その他一切の固定負債。

3. 承継する契約関係

リース契約、賃貸借契約、保険契約その他本件事業に係る契約。

4. 承継する雇用契約

新設会社は、当社から、分割期日において、本件事業に従事する従業員との間の雇用契約及び分割期日までに個別に当社と合意した従業員との雇用契約を全て承継するものとし、以後、新設会社の従業員として雇用する。但し、本件事業に従事する従業員のうち、分割期日までに個別に当社と合意した従業員との雇用契約を除く。

5. 知的財産権

本件事業に係る商品または役務について使用する商標権（登録出願中のものを含む）、著作権その他の知的財産権。

6. 承継するその他の権利義務等

法令上承継可能な本件事業に属する届出、登録、または許認可、免許等。

以 上